

さあとらす



インタビュー／作家

あさの あつこ

連載

著作権お悩み相談室

SNSと著作権





「よろしくお願いします」と、あさの先生がにこやかに部屋に現れた瞬間、パッと空気が華やきます。小さな頃のご記憶から作家になるまでの道のり、そこから現在まで続く創作の日々、さらに物語の世界が立ち上がる瞬間の秘密まで。色鮮やかな言葉で、軽やかに率直に、語ってくださいました。

自分が知りたい人間しか書かない

作家

あさの あつこ

■山の緑は、何十種類もある

——岡山県美作市のご出身で、今も市内にお住まいとのこと。まずは、子どもの頃のお話から。

山の中の小さな温泉街で育ちました。川で泳げたり、山や田んぼもあり、とにかく外遊びには事欠かない環境でした。そのときに獲得した皮膚感覚みたいなものは、ものを書く上で、役に立っているなと思います。山の緑って、本当に何十種類もあるんです。風がひと吹きするだけで、山の形や色が変わる。「緑の山」と書くのではなくて、どう描写するかを自分の中で考えなきゃいけない。そのきっかけを、もらったと思っています。

祖母が営む小さな食堂に入り浸っていたりもしました。実に多様な人たちがいるんですよ。温泉客や近隣の農家の人、食料品店のおばちゃん、魚屋のお兄さん、スード劇場のダンサーのお姉さん——。田舎の人とか都会の人とか、年寄りとか子どもとか、そういう言葉で括ることができないほど、いろいろな人がいるんだということは、理屈でなく、たたき込まれました。

中学生で海外ミステリーにはまり、シャーロック・

ホームズに出会って。ロンドンもベーカー街も、20世紀初頭のイギリスも知らないのに、物語が、ここではないどこかに連れて行ってくれるというのを実感できたんですよ。「ああ、これが物語なんだ」「読む人じゃなく、書く人になりたい」と思いました。

■本当に、最後のチャンス

——大学は、東京へ。

今ならどこにいても作品を発表できる場がありますが、当時の田舎の女の子からしてみれば、東京みたいなところに出て行かないと……出ていけばチャンスが広がる、という思いがあって。たまたま仲良くなった子の誘いで児童文学のサークルに入って、サークル誌に作品を載せたり、合評会をしたり読書会をしたりと、4年間、活動しました。卒業後は2年半、岡山市の小学校で臨時教員をしましたが、自分が本当に向き合いたいのは「書くこと」だと思い、生まれ故郷の町に戻って結婚。夫は歯科医だったので、「私が働かなくても生活できるかな。書く時間があるかな」と下心満載、甘い見方をして、勢いで。でもやっぱり3人の子どもを育てながらものを書くゆとりなんて、私ごときでは、到底……。

ところが末っ子が保育園に入った頃、大学のサーク

Profile

あさの あつこ／作家。岡山県生まれ、在住。青山学院大学文学部卒。1991年『ほたる館物語』でデビュー。1997年『バッテリー』で第35回野間児童文芸賞、2005年『バッテリーⅠ～Ⅵ』で第54回小学館児童出版文化賞を受賞。同シリーズが累計発行部数1000万部を越えるロングセラーとなっているほか、青春小説にとどまらず、時代小説などでも広く活躍している。最新刊は、14年ぶりに再開した近未来SF小説シリーズ『NO.6再会#2』。



ルでつながりのあった作家の方が同人誌を届けてくださって、「一緒にやらない？」と声をかけてくださったんです。

本当に、最後のチャンスだな、と。その同人誌に載った作品が、デビュー作になりました。

「書けるな」という瞬間

——それから、本当にたくさんの作品をお書きになっている中、ご自身にとって一番の作品は？

いちばん大切なのは、今、書いている作品です。『NO.6』という作品は2人の少年が主人公ですが、彼らのことはまだ書き切れていないと思いながら、追いつけずに見えなくなっていました。14年たって、やっと見失ったものをもう一度つかめた。後ろ姿をつかまえた感じで。どこまで追えるかわからないんですけど、とにかく今のところはつかんでいるので。離すまいと思うので。だから、今いちばん自分にとって大切なのは、『NO.6』かな。

——お仕事の中で、大切にされていることは。

自分が知りたい人間しか書かない、ということが一つあります。

祖母の食堂の話をしてしましたが、あのときに会ったたくさんの人、それに大人になってから会った人、テレビとか新聞とかYouTubeで見た人、読んだ数行の中に出てくる老人、5歳の男の子。そういう「人間の種」みたいなものが自分の中にいっぱいあって、それがうまく立ち上がってきたときに、テーマが見えるというか。現実世界でいろいろなことを考えているうちに、「彼らなら、この現実をどう引き受けて、どう生きるだろう」みたいなものが、何となくおっってくる感覚です。「書けるな」という瞬間があるんですよ。それこそ、ゴーサインが出るような。

それまでも、主人公がやりとりする言葉であるとか、シーンであるとか、断片的に浮かんできたりするんですよ。それをノートに書き留めたりはするんですけど、全然つながらないんですね。でもそれが、ゴーサイン



思い浮かんだシーンや、セリフなどを書き留めているというアイデアノート。『NO.6再会#2』の一場面となったところを見せていただきました。

が出た後につながってくるというか。つながったからゴーサインが出るのか、わからないんですけど。できると、その物語の世界が増殖していく。

それができる人がプロになる

——日々お仕事を続けてこられた、秘訣のようなものはありますか。

10時から18時まで仕事をしているし、家の敷地から一步も出ずに過ごすことが普通で。すごく生意気な、傲慢な言い方なんですけど、たぶんそれができる人がプロになるんだろうなとは思うんですよね。ずっと一日書き続けているのを、面白くも何ともないことを、延々と続けられることが。自分で自分を励まし続けられる、みたいな。

一方で、晩ご飯だけは私が作るので、18時には仕事を終えなきゃいけない。物語の世界をいったんシャットアウトして、今度は現実にお米が高くなったとか、今日のご飯のメニューとか、日常を考えるわけです。呼吸法のように、物語の世界と日常の生活が並列していることで、いいリズムが刻めたかなとは思っています。

ご自分を誇ってください

——最後に、日々子どもに接している全国の読者の先生方に、メッセージを。

学校の先生をしていた当時、受け持っていた四年生の女の子に「私、先生嫌い」って言われたんですよ。「先生はいい加減だから嫌い」と。「ああ見抜かれているな」「子どもって見ているんだ」と思いました。

思いを持って子どもに向き合い、生身の子どもたちを受け止めるという仕事をしていらっしゃる先生方は、やっぱりすごいです。ご自分を誇っていただいていいし、私はすごく尊敬します。

だって、自分を誇っていない者に、これから生きる若い人たちに「自分を誇って生きろ」とは言えないじゃないですか。それを伝えられる方は、すごくすてきだなと思います。

親しもう！ 教育と著作権

学校生活に関わる著作権について
弁護士の唐津先生に分かりやすく
解説していただきます。

解説

弁護士・
ニューヨーク州弁護士
唐津 真美



第7回

著作物を自由に使える場合(4) 学校教育に関する権利制限条項①

“学校教育と著作権”の本丸？

今回から数回にわたって、学校教育に特化した権利制限規定について説明していきます。中心は著作権法第35条「学校その他の教育機関における複製等」(以下「35条」)です。35条に関わる具体的な事例については、「著作権お悩み相談室」など本誌の他のコーナーでも触れられていますので、本稿では、35条の趣旨、適用される要件や留意点といった制度の枠組みを中心に解説します。これらを理解することは、個別事案への対応においても役立つと思います。

35条の概要と趣旨

35条は、学校などの教育機関での授業において、著作物を一定の条件のもとで自由に使えるようにするための規定です。

権利制限規定として35条が設けられた趣旨は、教育の質を高めるために、著作物の柔軟な利用を可能にすることにあります。教育現場では、教科書以外にも新聞記事、写真、映像など、さまざまな資料が使われます。こうした著作物について、その都度著作権者に許可を取るのは現実的ではないため、一定の条件のもとで自由に使えるようにすることで、教育活動を円滑に進められるようにしています。

一方で、著作権者の権利を守るために、利用の範囲や方法には制限が設けられており、必要最小限の利用にとどめることが求められています。

35条の改正の経緯

35条は、時代の変化に合わせて何度か改正されています。もともとは、先生が授業に必要な資料等をコピー(複製)して教室で配布する際に著作権者の許諾を得なくても良い、という規定でした。2003年の改正により、上映・演奏・口述などの利用も認められるようになり(それまでは38条[第6回参照]で利用可能と整理されていました)、さらに、学習者が調べものをして発表するような授業が広がったことも考慮されて、

先生だけでなく、学習者による利用も認められました。また、遠隔地で授業を同時に受ける学習者に対して著作物を送信することも可能になりました。

2018年にも35条の大きな改正があり、授業目的公衆送信補償金制度が導入されました*1。オンライン授業などで著作物を送信する場合に著作権者の許諾を得ずに利用できる代わりに、補償金を支払うことで著作権者の利益を守る制度です。補償金は通常、著作物の種類や送信回数に関係なく、1人あたりの年額補償金に対象者数を掛けて算出され、学校法人や教育委員会など、教育機関の設置者が支払います。補償金の徴収と権利者への分配を行うのが、本誌を発行しているSARTRAS(授業目的公衆送信補償金等管理協会)です。

補償金制度は、2020年の新型コロナウイルスの流行による休校措置を受けて予定より早く施行され、教育現場ではオンライン授業をスムーズに進めることができるようになりました。今ではほとんどの授業が通常の形態に戻り、オンライン授業自体の実施は減っていると思いますが、第三者の著作物を含む教材をオンラインで配布することや、学習者にレポート等をオンラインで提出させることは引き続き行われていると思います。このような行為も、法改正の結果35条のもとで認められるようになったものです。

35条の適用の要件

35条は学校関係者にとってメリットが大きい規定ですが、「学校で著作物を使うのは自由」というような大雑把なルールではありません。35条が適用される条件を正しく理解する必要があります。

以下それぞれの要件について解説します。

(1) 非営利の教育機関であること

35条が適用されるのは、営利を目的としない学校や教育機関です。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校、専修学校、各種学校、保育

所、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ、省庁等大学校、職業能力開発施設、社会教育施設、教育センターなどが含まれており、いわゆる「学校」に限らない幅広い機関が対象となっています。

一方で、予備校や学習塾、カルチャースクールなどは営利目的のため、対象外となります。また、最近では企業が社員研修をオンラインで行うケースも増えていますが、教育目的であっても、企業活動の一環であるため35条の対象にはなりません。

(2) 教育を担任する人や授業を受ける人による利用

制度の対象となるのは、教育機関の管理下で授業を行う先生や、授業を受ける児童・生徒・学生・院生などによる利用です。たとえば、総合的な学習の時間などで児童や生徒が調べ学習の成果を資料にまとめてクラス内で配布するような場合も、35条の対象になります。授業を担当する先生の指示に基づいて、学校職員や指導助手が複製や送信を行う場合も問題ありません。

(3) 授業に必要な範囲での利用であること

●「授業」の意味

35条で用いられている「授業」という言葉は、単に教科の授業だけを指すわけではありません。もちろん、教科の授業は「授業」に含まれますが、それに加えて、運動会や文化祭などの学校行事や、生徒会活動・クラブ活動など、教育課程に位置づけられている特別活動も「授業」として扱われます。

たとえば、文化祭で生徒が人気キャラクターを描いたポスターを作る場合でも、その活動が教育的な目的に沿っていて、授業の一環として認められるならば、著作権者の許諾を得ずに利用できる可能性があります*2。

●「授業」に該当しない活動

一方で、以下のような活動は「授業」には該当しないとされています。

- 学校説明会
- オープンキャンパスでの模擬授業
- 教職員会議
- 大学での教員研修(Faculty Development)
- 教職員向けのセミナーや情報提供の場
- 高等教育機関での課外活動(サークル活動など)
- 保護者会やPTA主催の教養講座 など

35条の「授業」に該当するか否かは、①教育機関の管理下であること、②教育を担任する者が実施すること、③対象が授業を受ける者であること、④教育課程に基づく活動であること、などの要件を満たすかどうかで

判断されます。もっとも、35条の適用がないからといって、第三者の著作物を利用するために必ず許諾が必要になるわけではありません。たとえば、「引用」(第5回)に該当する使い方であれば、権利者の許諾を得ずに利用できます。学校でBGMとして音楽を流す場合には、授業とは関係ない場合でも、ほとんどの場合は「営利を目的としない演奏」(第6回)に該当すると思われる。

学校が授業とは関係なく作成する資料として、「学校だより」などの広報物があります。「授業」は基本的に先生と学習者の間で行われるものですが、学校だよりは、学校から保護者、または学校から地域など外部の第三者に向けて発信されるもので、35条の適用の範囲外です。学校が、ネット上で「フリー素材」として公開されていたイラストを学校だよりに利用したところ、実は、そのサイトには「個人が利用する場合以外は利用料が発生する」と書いてあって、後から高額な利用料を請求されてしまった、というトラブルが各地で発生しています。注意してください。

●「必要な範囲内」

授業で著作物を使う場合でも、「必要と認められる限度」であることが求められます。授業の目的に照らして必要以上に著作物を使ってしまうと、制度の対象外となってしまう可能性があります。授業と直接関係のない文献を「参考になるから」として全文複製して配布することや、授業用資料を学習者以外に配布・送信したり、授業とは関係のない目的で使ったりすることは認められていないので、注意しましょう。特に問題となりそうな事案については、次回で取り上げます。

(4) 著作権者の利益を不当に害しないこと

たとえ授業に必要な範囲であっても、著作権者の利益を不当に損なうような使い方は、35条の下でも認められません。「不当に害する」と抽象的に言われても、具体的な事案においては判断に迷ってしまうと思います。この点も、次回詳しく取り上げます。

Profile

弁護士・ニューヨーク州弁護士 (高樹町法律事務所)
唐津 真美(からつ・まみ)

アート、メディア、エンターテインメント業界及びIT業界を主な顧客とし、企業法務全般を取り扱う。特に、著作権・商標等の知的財産権に関する相談、国内・国際契約の作成や交渉、トラブル案件の紛争処理を中心的な業務としている。
執筆、取材対応、企業や学校・教育委員会における講演も多く、小中高の子どもたちを対象にした法教育の活動も続けている。

*1 授業目的公衆送信補償金制度については「SARTRASって何?」(『さあとなら』第1号p.6)を参照してください。

*2 学校行事と著作権については、「学校行事と著作権」(『さあとなら』第4号p.8、第5号p.6)を参照してください。

「学ぼう！使おう！学校での著作権活用セミナー」

レポート

SARTRASでは、共通目的事業として、教育機関や教育機関の設置者からのご依頼を受けて企画する「学ぼう！使おう！学校での著作権活用セミナー」を行っています（委託先：公益社団法人著作権情報センター）。今回は、8月19日に茨城県・水戸市で開催されたセミナー「生徒も教員も気をつけたい著作権のポイント～家庭科を通して学ぶ著作権～」の様子をお伝えします。

家庭科の授業や
クラブ活動での悩みから

依頼のきっかけ

「近年は高校の家庭科の授業や学校家庭クラブ活動の中でも、生徒が研究した内容を発表する機会が増えています。また被服の分野では、生徒の作品を使ってファッションショーを行うこともあります。インターネットから入手した画像や音楽をよくわからないまま使ったり、SNSに投稿したりといった問題が起きることもあり、著作権の指導方法にも迷いがありました。『これはダメ』『あれはダメ』『注意して』と、とにかく引き締める方向にばかり行ってしまいうことも。」

今回のセミナーをリクエストされたのは、茨城県立水戸第三高等学校の小田川美由紀先生です。「茨城県高等学校家庭クラブ連盟」（以下、茨城家庭クラブ連盟）の研修会運営を担当されることになり、さまざまなテーマを検討する中で、日頃から気にかかっていた著作権について取り上げることを思いつかれました。

本誌を読んだことも、きっかけになったといいます。「こうしたセミナーができるんだ、学校に来てくれるんだ、と印象に残っていました。今回のような研修会でも、役立てることができそうだな、と。」

近年の高校家庭科の領域は衣食住にとどまらず、家庭にあるさまざまな困りごとや社会生活での課題を見つけて解決すること、そこで得た成果は授業内だけでなく、地域や社会に還元していくことにも広がっているとのこと。生徒が研究成果をまとめるときに使う画像や資料の扱い、まとめた作品を発表するときの注意点など、著作権・著作物に関わる不安や迷いも、他教科と同様に身近なものようです。

生徒と先生が、
共に学ぶ1時間

セミナーの開催に向けて

セミナー講師は、本誌で「生成AIと著作権の今」を連載している今村哲也先生（明治大学情報コミュニケーション学部教授）です。知的財産法がご専門で、教育現場における著作権に関する著書もお持ちです。

事前の打ち合わせでは、茨城家庭クラブ連盟の先生方や生徒から、学校教育のさまざまな場面における、著作権や著作物についての疑問や不安が寄せられました。今回は、茨城家庭クラブ連盟に所属する生徒と先生と一緒に参加するセミナーであるという点が特徴的でした。

今村哲也先生への事前質問（一部）

●生徒の作品について

生徒の作品を校内外で展示するときに注意することは

●教員の教材作成について

授業や教材にインターネットの画像・動画を利用する際の具体的な注意点は

●生徒の発表資料づくりについて

授業内での発表に使える資料とは

●音楽の利用について

発表資料や学校行事に音楽を使いたいときの注意点は

●そもそも著作権とは

著作権の侵害をしないため、学校生活で気をつけるべきことは

こうした疑問に答えながら、著作権制度の基本をわかりやすく学べるセミナーが、当日に向けて準備されていきました。



セミナーの内容

そもそも著作権とは、著作物とは

いよいよ、茨城家庭クラブ連盟・研修会の当日。水戸市の会場には、茨城県内の約60の加盟高校から、およそ130人の生徒と先生方が集まりました。

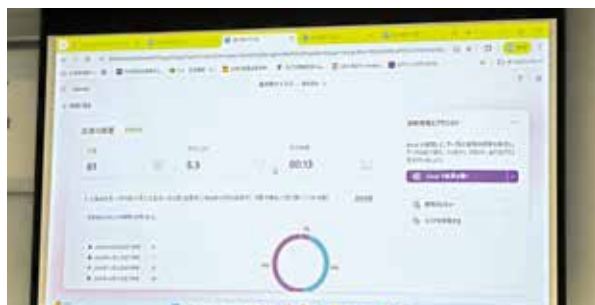
今村先生は、始めに「著作権の基本を理解して、学校生活でのトラブルを防ぐだけでなく、他人の作品を尊重し、自分の創作も守る意識を身につけましょう」と、セミナーの目的を宣言しました。

続いて、文章・写真・イラスト・音楽ほか、思想や感情を創作的に表現したものは、全て「著作物」であることを説明します。「例えば皆さんが絵を描いたら、創作した瞬間に自動的に権利が発生します。どこかに届け出る必要はなく著作物が成立して、かつ権利を持つ。他人がそれを無断で使うことはできなくなる、ということです。」

クイズも交えながら

今村先生の講演は、ときにGoogleフォームを用いたクイズも交えて進みました。配られたレジュメのクイズ部分にQRコードが示されていて、スマートフォンで読み込むと質問に回答できます。教室全体の回答はすぐに集計されてスクリーンに表示されました。

誰が描いても同じになるような表現物、例えば音符のイラストのようなものは著作物として成立しないと



の説明に続いて、スクリーンに「これは著作物？」と題する、シンプルな線画で描かれた天使が映し出されました。参加者は、それぞれ自分の回答を送信します。スクリーンの集計結果には、会場の93人が「著作物だと思う」、3人が「著作物ではないと思う」と回答したと表示されました。今村先生は、「これは著作物と見ていい」と解説します。著作権法のどの教科書にも、「子どもの描いた絵でも著作物として成立する」とあるそうです。

さらに、この絵がパウル・クレーによる「忘れっぽい天使」であることも明かされました。「すごく有名な作品ですけれども、著作権は、パウル・クレーの死後70年を過ぎてすでに消滅しています。著作権が切れているわけですから、ここに堂々と掲載しました。」

これに関連する著作権の保護期間についてのクイズ、「三島由紀夫(1970年11月25日没)の小説『金閣寺』(1956年10月30日発行)の著作権はいつまで続く？」に対する会場の正解率は、53%でした。この問いのポイントは、「著作者の生前から死後70年後の年末まで、著作権の保護期間が続く」ことです。著作物の発行日や亡くなった日にちは、考慮する必要がありません。今村先生いわく、大学の授業でも、半分以上の学生が間違える問題とのことでした。

生徒作品の著作権は生徒が持っている

講義の中盤では、事前の質問に沿う形で、学校での著作権の扱いが詳しく説明されました。

- 1 生徒の作品を展示・発表するとき→本人の同意を得る／引用されている著作物は必ずチェック／コンテストに出す際は応募要項をよく確認する
- 2 教材に画像や動画を利用するとき→授業のみなら、著作権法第35条(教育現場での特例)に基づいて許される場合がある／そのときも出典は明記する
- 3 生徒の発表資料づくりでは→授業での発表のみなら、利用が許される場合がある／そのときも出典は明記する
- 4 発表資料や学校行事に音楽を利用するとき→授業中の再生はOK、ただしサブスクリプション契約の音楽については、個人使用を超える利用となるのでNG

(一部を抜粋)

まず、生徒作品の展示や発表について。授業の過程で物づくりをしたり作文を書いたりした場合、作品の著作権は生徒が持つことになる」と説明されました。作品が学校のものになるわけではないので、先生方は十分に注意して扱わなければならないのが原則。校外で発表したり、学校のウェブサイトで公表したりするためには、追加の同意が必要になります。

また公開の際、その作品に著作権の問題がないかどうかをチェックすることの大切さも指摘されました。授業以外で公開する生徒作品に、市販の音楽や有名キャラクターの絵をそのまま使うことはNGです。「学校が公表した作品に外部の著作権者からクレームがついて、教育委員会が損害賠償金を支払う例もある」とのこと。注意が必要です。

根拠は「教育現場での特例」

学校での著作物の使い方を考える上で重要なのは、「著作権法第35条(教育現場での特例)」。

授業の過程において必要な場合には、教師も生徒も、他人の著作物を教材として利用してよい、という法律です。教育機関等が補償金を支払うことで、配信利用も可能となる「授業目的の公衆送信」という考え方の由来になっている法律で、ここでの「授業」には、特別活動も含まれます。

授業内の画像の使用に関するクイズは、「美術の授業の課題でアニメキャラクターの絵を題材にすることは、著作権的にOK?」というものでした。会場の回答は「OKが51人、NGが19人」で、73%の人がOKだとの考え。これは授業内での使用にあたり、著作権法第35条に基づき、対外的に発表しなければ許されるとの解説でした。



同じように、授業の中で生徒にYouTubeの動画を見せることも、許された行為です。前もって録画したものを見せることも、問題はありません。

生徒の発表の中で他人の撮影した写真やアニメのキャラクターを使うことも、授業内であれば許されるということ。ただし写真やイラストの出典はどこか、作者は誰かを明記しておく必要があります。また、校外に発表したりホームページで公開したりするときには、許諾を得る必要があり、削除しなくてはいけないケースも出てきます。他の作品を批評して解説するといった「引用」に当たる場合は、もちろん許されます。

また、発表に既製の音楽をつけることも、問題はありません。学校の授業は、非営利で無料の発表会にあたり、著作権法第38条の規定で許されているとのこと。ただしサブスクリプションでの音楽については、「個人利用を超える使い方は契約違反となる場合があるので注意が必要」と今村先生は説明します。

このほか、授業や学校行事での音楽の使い方に関連して生成AIで作るイラストや音楽についても触れられ、講演は「条件に合うものを生成AIで作ってみることによって、絵についても音楽についても、本当に創作している人の苦労がわかると思う」と締めくくられました。



セミナーの感想

研修会全体の振り返りでは、茨城県立竜ヶ崎第二高等学校の石塚幸子先生が、今村先生の講義について、「私たち教員と生徒と一緒に聞いて共に学べる、最適なテーマだった。これまで著作物の扱い方については、私自身も『どうなのかな』と疑問に思ったり不安だった部分があったが、今日はそれを明快にご教示いただけた。著作権についての正しい知識は大変重要で、AIの活用がますます進んでいる中、必須のリテラシーであると改めて感じた」と謝辞を述べました。

小田川先生からは、「教員と生徒と一緒に聞く形での講義をお願いしたので、どこに焦点を当てるかが難しかったのではと思うが、バランスの取れたいい内容だった。クイズ形式が、とてもよかった。今日の生徒たちは茨城県全体から集まっていて、進学を目指す子も就職を目指す子もいるが、どの子も興味を持てる内容だったと思う」との感想を頂くことができました。

? 著作権お悩み相談室

このコーナーでは、SARTRASにお寄せいただいた質問から、お問い合わせが多いものや重要と思われるものを取り上げて、SARTRAS 著作権アドバイザーが解説をします。



Q.1 運用指針の範囲外の場合

学校や教育委員会が著作物を使用する場合、運用指針の範囲外になると利用できないのでしょうか。例えば、学校HPに合唱祭の様子をアップする、教育委員会で学校向けの教材を作成する際に他人の著作物を使用する等、いろいろなケースが考えられます。

A 利用できない、ということではなく、基本的な考え方は各権利者の許諾を得て利用するということになります。これが著作権法の原則で、許諾なく利用できるのはむしろ「例外」です。この補償金制度も、学校など教育機関の授業における一定範囲での利用について例外的に著作権者の許諾なく利用できることが認められたもので、その範囲を当事者間の概ねの合意に基づき具体的に記述したものが運用指針です。

ただ、個別に直接権利者に連絡をするには抵抗感があるかもしれません。音楽や文芸などジャンルごとに著作権の団体も設立されていますので、まずそこに問い合わせてみるのも一つの方法かと思います。この「さあとらす」でも「SARTRAS会員6協議会の紹介」を掲載してきましたが、文化庁「著作権テキスト」* p.55に一覧と連絡先が掲載されていますので参考になるのではないかと思います。

* <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>

Q.2 コンテストへの参加

動画作品を授業で制作し、それをコンテストに応募したいと思います。作品には音楽や写真などで他人の著作物を使用したいと思っていますが、著作権者の許諾が必要でしょうか。授業での利用として権利者の許諾が不要な範囲内にはならないでしょうか。

A 基本的には権利者の許諾が必要になると考えられます。

他人の著作物を動画に使うことは著作権法上の複製に当たります。授業で制作する限りは運用指針の範囲内で著作権者の許諾なく使用できますが、コンテストへの応募になると、著作権法で規定された「授業の過程」等の範囲を超えてしまうと考えられます。そのため、基本的には

著作権者の許諾が必要となります。コンテストの応募規定には著作権について明記されていることが多いと思いますので、まずそれを確認の上、必要な手続きを行ってください。著作権の他にも肖像権などの権利もあります。それらの権利者の許諾を得るということも、動画などコンテンツを制作する上で大切なことではないでしょうか。

※運用指針はこちらから
<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>





学校教育や子どもを取り巻く状況と著作権との関わりについて、毎回テーマを変えて解説します。

また、SNSの利用が低年齢化する中で、子どもたちへの著作権教育の重要性も増しています。子ども自身が著作権の基本的なルールを理解し、適切な情報発信を行う能力を育むことは、情報リテラシー教育の一環として不可欠です。教師自身が著作権の知識を持つことで、子どもたちに適切な指導を行い、デジタル社会を生き抜く力を育むことができるでしょう。

SNS利用における著作権への配慮

SNSは手軽に情報を共有できる便利なツールですが、発信の際は著作権や肖像権に注意が必要です(図1)。他者が撮影した写真やイラスト、有名人やアニメキャラクターの画像を無断で使用することは著作権や肖像権の侵害にあたります。自分で撮影した写真でも、他人の著作物や人物が写り込んでいる場合は同意が必要な場合があります。書籍や新聞などの文章を引用する際は、必然性、主従関係の明確化、出所の明示、改変禁止などのルールを守りましょう。音楽や動画も同様に、市販のCD中の楽曲や映画・アニメの無断使用は著作権侵害となるため厳禁です。学校行事の動画投稿でも、BGMや写り込み、肖像権への配慮が求められます。他者の投稿を転載する場合は、コピー＆ペーストでの無断転載は避けるべきです。なお、SNSに備わっている「シェア」や「リポスト」機能は、基本的に著作権侵害にはあたりません。これらの機能

SNS時代の新常識！

教師が知っておくべき著作権と情報リテラシー

群馬大学共同教育学部 准教授
教育著作権エヴァンジェリスト【BLACK BELT】 小 熊 良一

日本のSNS利用者数は、2022年の1億200万人から2027年には1億1,300万人に増加すると予測されています*。私たちの生活に深く浸透し、教育現場においてもその存在感を増すSNS。しかし、その手軽さゆえに、思わぬ著作権侵害のリスクが潜んでいることをご存じでしょうか？

今回は、教育関係者がSNSを安心して活用するために不可欠な「SNSと著作権」について、具体的な事例を交えながら解説します。

教育現場に潜むSNSの著作権リスク

SNSの普及により、子どもから大人まで、誰もが気軽に情報を発信できる時代になりました。しかし、著作権に関する知識が不足していると、意図せず著作権侵害を引き起こしてしまう可能性があります。

例えば、市販のCD中の楽曲をBGMとして使用した運動会の動画を、学校の公式SNSにアップロードするといった行為は、著作権侵害となるリスクがあります。もし著作権侵害と判断されれば、著作者から差止請求や損害賠償請求を受けるだけでなく、学校の信用問題に発展したり、最悪の場合、先生個人が責任を問われたりするケースも考えられます。

図1 SNS利用における著作権・肖像権への配慮

※本図は2025年7月15日に筆者がAdobe Fireflyを利用して生成し、一部修正を加えたもの



* 総務省編「令和5年版 情報通信白書」第2部第4章「第7節 ICTサービス及びコンテンツ・アプリケーションサービス市場の動向」

は、元の投稿へのリンクを共有するものであり、コンテンツを複製して自分のものとして発信する行為ではないためです。ただし、元の投稿が著作権侵害をしているものである場合は、それを拡散することになるため注意が必要です。以下に画像・写真、文章・テキスト、音楽・動画の利用の際に具体的に配慮することをまとめました。

SNSでの発信で 具体的に配慮すべきこと

● 写真・イラストの利用

画像・写真を利用する際の配慮すべき点について、以下に3つの具体例を紹介します。

1. 他者が撮影した写真やイラストの利用

無断でSNSにアップロードすることは著作権侵害にあたります。フリー素材サイトで提供されているものや、著作権フリーと明記されているものでも、利用規約を必ず確認しましょう。

2. アニメキャラクターの画像の利用

著作権の侵害となる可能性があるため、無断での利用は避けましょう。

3. 自分で撮影した写真の利用

美術作品、建築物(特に特徴的なもの)などが写り込んでいる場合、著作権侵害となる可能性があります。ただし、背景として偶然写り込んだ場合や、主たる被写体ではない場合は問題とならないこともあります。

● 文章・テキストの利用

書籍や新聞などの文章引用は著作権法上認められた行為ですが、以下の5つのことを確認しましょう。

1. 引用の必然性

引用する必然性があることが必要です。自分の文章の一部として、引用部分が不可欠であるか確認しましょう。

2. 主従関係の明確化

引用部分が自分の文章の従たるものであることが必要です。例えば引用部分が本文より大部分を占めてはいけません。

3. 引用箇所の明確化

どこからどこまでが引用部分なのかを明確にしましょう。具体的には、「」などの引用符を用いるなどが考えられます。

4. 出所の明示

引用元の著作者名、作品名、URLなどを明記しましょう。

5. 改変の禁止

引用部分を改変しないようにしましょう。

● 音楽・動画の利用

音楽・動画については、学校で使うことが想定される2つの具体例を紹介します。運動会や文化祭などで撮影した動画をSNSにアップロードすることは今では簡単に行うことができます。しかし、著作権の視点から見るとBGMや背景に写り込んでいる著作物への配慮が必要になります。著作権フリーのBGMを使用したり、動画編集で音声をミュートにしたりするなどの対策を検討しましょう。また、児童生徒の肖像権に配慮することも大切です。

1. 市販のCD楽曲の利用

無断でSNSにBGMとして使用したり、歌唱・演奏動画を投稿したりすることは、著作権侵害となります。なお、YouTubeなど、著作権管理団体との包括契約により一部利用が認められているプラットフォームもありますが、個別の利用規約を必ず確認する必要があります。

2. 映画・テレビ番組・アニメの動画の切り抜きや転載

無断で行うと著作権侵害となるため、絶対に行ってはいけません。

著作権を理解し、豊かな教育を実現する

SNSは教育現場に多くの可能性をもたらす一方で、著作権という新たな課題を突きつけています。教師にとって著作権は、決して遠い存在ではなく、毎日の教育活動やSNSの利用に密接に関わる重要な知識です。

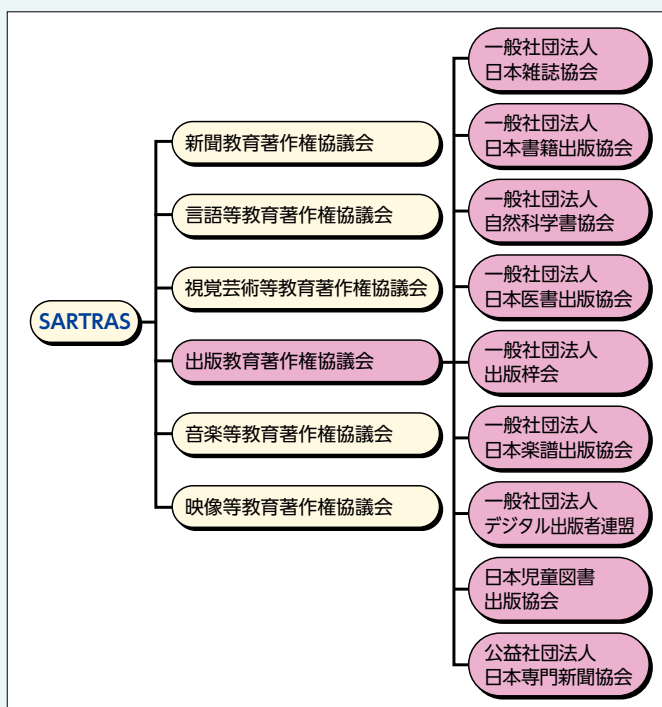
著作権の基本的な知識を身につけ、常に「これは適切な著作物の使い方か」という意識を持つこと。そして、児童生徒の情報リテラシー教育の一環として著作権の重要性を伝えること。これらの実践を通じて、先生方は安心してSNSを活用し、より豊かな教育活動を実現していくことができるでしょう。

著作権を正しく理解し、尊重することは、私たち自身の創造性を守り、そして未来を担う子どもたちが情報社会で生きていく力を育むことに繋がります。

SARTRAS 会員6協議会について
6回にわたってご紹介します。



今号では、書籍、雑誌等の出版物の権利者団体である出版教育著作権協議会をご紹介します。出版教育著作権協議会は、9団体で構成されており、各団体には当該分野の書籍等を発行する出版社が所属しています。出版物は、授業や図書館等、学校のさまざまな場面で利用されることが多い著作物ですので、出版物及び出版社の社会的な役割等について理解を深めていただければ幸いです。



出版教育著作権協議会

かねはら ゆう
金原 優(理事長)

○ 出版教育著作権協議会とは

出版教育著作権協議会は、皆様が授業で使われる教科書や参考書、図書館に所蔵されたり書店で販売されたりしているさまざまな書籍や雑誌を発行する出版社で構成する団体が集まってできた組織です。

書籍を発行する出版社の団体である一般社団法人日本書籍出版協会、雑誌を発行する出版社の団体である一般社団法人日本雑誌協会を中心として、書籍・雑誌・専門新聞などの出版物を発行する出版社の団体である一般社団法人自然科学書協会、一般社団法人日本医書出版協会、一般社団法人出版梓会(人文社会系を中心とした専門書出版社)、一般社団法人日本楽譜出版協会、一般社団法人デジタル出版者連盟、日本児童図書出版協会、公益社団法人日本専門新聞協会の9団体で構成されています。

それぞれの団体に所属する出版社は基本的には全て商業出版社であり、多くの出版社はその出版ジャンルによって上記の団体に重複して加盟しています。これらの出版社はその得意とする領域によって、文芸書、啓発書、ノンフィクション、コミック、絵本、写真集、地図、楽譜、実用書、学術専門書、教科書、参考書等の一般の書店店頭で販売され、皆様にもなじみのある出版物を発行していますが、なかにはインターネット

販売されるもの、また利用者に直接郵送あるいは電子配信されるもの、教育機関によって利用される教科書のように直接教育機関に納入される出版物を発行している出版社も多く存在します。

◎ 出版社の役割と著作権

出版社の役割は、著者の方に原稿を依頼し、それを編集して、皆様にとって分かりやすく、意味のある本として形にし、世の中に届けることです。書籍を作るには、数か月から数年かかることもあります。出版物に掲載された著作物の著作権は、基本的に原稿を書いた著作者(執筆された先生ご自身)にあります。著作物を出版物として発行することにかかる出版権はそれぞれの出版社に帰属します。また、教科書や参考書、地図、辞書などのように、出版社がその内容を自ら作成しているものや、著作者から著作権の譲渡を受けている場合などは、出版社自身がその著作物の著作権者となる場合があります。

○教育機関における出版物の利用

小学校、中学校、高等学校から大学・大学院等の初
中等から高等教育機関等の全てにおいて、教科書、参
考書等の教材としての出版物は欠かせない存在であ
り、利用の頻度も高く、また利用量も多いものと思
います。先生方が日々の授業で教科書や参考書を教材と



して活用されていることは、授業を受ける児童・生徒・学生等の皆様の学習にとって不可欠だと認識しており、多くの出版物を学校や図書館、また先生方や児童・生徒・学生等の皆様にご購入いただいていることに深く感謝申し上げます。

しかし、教育という重要な役割を持つ学校としては、授業の効果を高めるために、購入した出版物だけでなく、さまざまな本の一部をコピーしたり、オンラインで配信(公衆送信)したりする必要がある場合もあるでしょう。私たち協議会も、そうした教育目的での利用は大切だと考えています。

そこで、著作権法第35条が定められています。この法律は、授業で使う場合に限り、一定のルールを守れば、著作権者に許諾を得なくても著作物を利用できる、ということを定めています。その中で、特にインターネットなどを通じて著作物を配信する「公衆送信」については、利用が広範囲に及ぶため、権利者への影響も大きくなります。そのため、別途「補償金制度」が設けられており、皆様のご理解をいただいております。

○ 著作権法第35条により利用できる範囲

著作権法第35条は出版物に掲載された著作物に限らず、全ての種類の著作物を先生方あるいは授業を受ける児童・生徒・学生等の皆様(教員等)が授業目的に利用する限りにおいては、一定の条件下で、権利者の許諾なく利用することを可能とする規定です。しかし、「授業目的だから何でも自由に使える」というわけではない、という点に注意が必要です。

同条には、いわゆる「但し書き」というものが併記されており、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」とされています。この「但し書き」の解釈についてはしばしば問題となり、一体その範囲はどこまでなのかということについては利用者間あるいは権利者間においても議論になっているところです。その解釈についてはさまざまな意見があり、ここでその範囲を限定することは適切ではありませんが、教員等は授業目的であればどのような利用でも自由に行えることが認められているものではありません。また、著作物の公衆送信に係る補償金制度によって著作物を

児童・生徒・学生等にインターネット送信したり、児童・生徒・学生等の皆様から教員、または児童・生徒・学生等の間での送信をしたりすることも可能となりましたが、補償金を支払ったとしても全ての場合に自由に利用できるわけではなく、上記の「但し書き」に触れない範囲のみで著作物が利用可能となっています。

当協議会の構成団体とその加盟出版社が発行している出版物は多様であり、それぞれが目的とする市場向けに販売していますが、その中には教育目的の出版物、あるいは教育機関が主たる目的市場として発行されている出版物も少なくありません。初中等教育における教科書、副教材類はその典型例ですが、高等教育においてはそのレベルに応じた学生用の教科書、参考書類に加え、学術専門書もそういった範囲に入る可能性も高いと思います。また、高等教育においてはいわゆる教科書の定義は明確ではなく、専門職向けの学術書も教育には重要であり、利用されることが頻繁にあります。こういった出版物においては教育市場を唯一あるいは主たる販売対象としており、基本的には教育機関あるいはそこで教育を受ける児童・生徒・学生等に購入して利用して頂くことを前提としております。もし、そのような出版物が皆様の学校で正式に採用され、生徒全員が購入することなく教員等により自由に複製され、公衆送信されたりしてしまうと、当該の出版物の権利者ならびに出版社としての収入の道が閉ざされてしまい、「著作権者の利益を不当に害する」利用として上記の「但し書き」に該当し、無許諾では利用できないということになる可能性は高いと考えます。

出版物には、他の著作物以上に教育現場での利用を主目的に作成されている著作物が多数存在します。複製あるいは公衆送信利用する出版物が当該の教育機関によって教科書として採用され、児童・生徒・学生等の皆様全員が購入しているか否かも「但し書き」に該当するか否かの判断においては重要な要素となります。そのあたりについては、是非ご配慮いただきながら利用していただくことをお願いします。

ただし、こういったことを申し上げているのは、決して「利用しないで欲しい」ということを主張しているわけではありません。せっかく出版物として教育機関に利用していただくことを目的として出版したものであ

る以上、広く教育機関に利用していただき、その著作物を通じて教育効果を高め、将来の日本を担う国民を育てたいという思いは、先生方と共通しております。

○「但し書き」の利用できる範囲を超える場合

利用する著作物あるいはその利用方法が「但し書き」に規定される範囲を超える場合には著作権者の許諾とそれに応じた使用料の支払いが必要になります。とはいえ、許諾を取るといっても個々の著作物の権利者を探し出してということは実際上困難です。

そういった声に応えるため、複製と公衆送信に係る権利を集中的に管理する文化庁登録の著作権等管理事業者として、一般社団法人出版者著作権管理機構(JCOPY)(info@jcopy.or.jp)(登録番号07002)が設立されました。権利者から権利をお預かりし、利用者に許諾するシステムが運用されています。現在のところJCOPYにおいては需要の多い医療系教育機関向けの年間包括契約制度を用意し、著作権法第35条における利用とは別枠で、学生一人当たりの単価設定で年間契約が可能となっております。該当する教育機関におかれましては、ぜひこの制度の利用をご検討ください。

この医療系教育機関向けの年間包括契約制度について、JCOPYではその使用料規程説明書ならびに対外的広報活動として下*のように案内しています。

出版教育著作権協議会としても補償金では利用できない部分に、こういったライセンス制度を用意することで、教育現場において利用できる範囲を拡大したい

と考えています。このような制度についてのご意見あるいはご要望等がありましたら是非当協議会にお聞かせください。また、この年間包括契約制度の対象とならない場合でも、個別契約を含め、著作権法第35条によって利用できる範囲を超える場合の対応については是非JCOPYにご相談ください。そういった一連の制度の利用によって、それが補償金であるか使用料の対象であるかは別としても教育目的において利用できる著作物の範囲と方法を広げ、教育の効果を高めることは出版教育著作権協議会としても非常に重要であると考えています。今後も教育関係者の皆様のご意見を伺いながら利便性の高い仕組みを作り上げていきたいと考えておりますので引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○権利者への分配の重要性と教育機関の役割

SARTRASでお預かりした補償金は管理と分配に必要となる手数料と著作権法に規定される共通目的事業基金を除き、SARTRASと契約を締結している補償金分配業務受託団体を通じて全て権利者に分配されています。これは、先生方が授業で著作物を利用したことへの、権利者への正当な対価となります。そして、この対価が、新しい本や教材を生み出すための大切な資金となり、未来を担う児童・生徒・学生等のためにより良い著作物を提供し続けるための循環を生み出します。それは出版社にとっても同様であり、公共的な使命の高い教育目的利用であっても、一定の還元がなけ

*「医療系教育機関向けの年間包括契約制度(教育目的利用JCOPYライセンス)」

大学医学部、歯学部、薬学部、看護学部ならびに看護専門学校等の医療系教育機関が学生を対象として行う授業、講義、実習等において利用する著作物の複製ならびに公衆送信利用に対して、その著作物の種類を問わず、また教科書として採用しているいかにかわらず、「但し書き」に該当する物も含め、範囲と利用量について制限なく年間の一律使用料で包括的に許諾するものです。その利用範囲は出版物に掲載された線画、図表、写真、文字等の著作物を個々に複製(コピー)して配布すること、ファックス送信すること、メール添付でインターネット送信すること、学内外のサーバに蓄積して学生が必要に応じて閲覧あるいは印刷利用すること等を含みます。また、その対象はJCOPYが権利者から権利の許諾について管理の委託を受けている国内外の出版物に掲載された著作物ですが、一般的に「但し書き」に該当すると考えられる学生向けの教科書、参考書、専門書等の全てもその対象に含まれます。該当する教育機関

はJCOPYと別途契約を締結することによってJCOPYの管理著作物であればその利用範囲を気にすることなく、教育に必要な著作物を自由に利用することが可能となります。但し、利用著作物を当該教育機関外の第三者へ配布、あるいは公衆送信すること、あるいは執筆著作物に転載利用すること等はこの年間包括契約制度の対象外です。

現在のところ、この教育目的利用JCOPYライセンスは医療系教育機関のみを対象としておりますが、小学校、中学校、高等学校等の初中等教育を含め、それ以外の教育機関、学部等向けの年間包括契約については検討中であり、それぞれの教育機関のご意見を伺いながら制度制定に向けて準備して参ります。また、全ての教育機関に向けて、授業の過程において利用することのみならず、教職員研修、教職員会議、保護者へ資料提供も含めたより広い利用範囲を対象とした年間包括契約制度も検討中です。



れば出版事業の継続は困難です。教育に欠かせない出版物が今後も発行され続けるよう、先生方のご理解とご協力をお願いいたします。

この補償金制度を含む著作権法第35条の運用においても一つ重要なことは、児童・生徒・学生等の皆様に対する著作権教育です。著作権法第35条は教育の履修者である児童・生徒・学生等の皆様も複製と公衆送信を行うことを認めています。児童・生徒・学生等の皆様がこの制度の目的とそれに伴う著作権の正しい知識を持たないまま社会に出ると、教育機関に在籍していたときと同様に、「著作物は自由に使える」と誤解し、無意識のうちに権利侵害が起こり得るのではないかと思います。そこで、各学校では、著作権法第35条の運用と並行して、著作権のルールを理解するとともに、児童・生徒・学生等の皆様にも著作権の基本的な考え方や、情報を利用する際のマナーをしっかりと教えて

いただくことが、今後の社会を生きるうえで大変重要だと考えます。

私たち出版教育著作権協議会とSARTRASも、先生方と協力し、児童・生徒・学生等への著作権教育を積極的に推進していきたいと考えています。

出版教育著作権協議会 関係団体連絡先

- 一般社団法人日本雑誌協会
URL : <https://www.j-magazine.or.jp/>
- 一般社団法人日本書籍出版協会
URL : <https://www.jpba.or.jp/>
E-mail : info@jpba.or.jp
- 一般社団法人自然科学書協会
URL : <https://www.nspa.or.jp/>
E-mail : sec@nspa.or.jp
- 一般社団法人日本医書出版協会
URL : <https://www.medbooks.or.jp/>
E-mail : jmpa@medbooks.or.jp
- 一般社団法人出版梓会
URL : <https://www.azusakai.or.jp/>
E-mail : azusakai@giga.ocn.ne.jp
- 一般社団法人日本楽譜出版協会
URL : <https://www.j-gakufu.com/>
- 一般社団法人デジタル出版者連盟
URL : <https://dpfj.or.jp/>
- 日本児童図書出版協会
URL : <https://www.kodomo.gr.jp/>
E-mail : kodomo@kodomo.gr.jp
- 公益社団法人日本専門新聞協会
URL : <http://www.senmonshinbun.or.jp/>
E-mail : info@senmonshinbun.or.jp

SARTRAS Information

●『著作権なるほど！副読本』のご案内

SARTRASでは、生徒および教員の皆様に著作権についての理解を深めていただけるよう、(一社)私的録音録画補償金管理協会(sarah)と共に『著作権なるほど！副読本』(横浜国立大学大学院 濱口太久未教授著)を発行いたしました。通常の著作権解説書とは異なる切口で、著作権の起源や成り立ちなどを読み物風に紹介しています。

目次一部抜粋

- ・著作権はどのように生まれてきたのか？
- ・日本では著作権法はいつ頃からあるのか？
- ・もしも著作権という仕組み(法律)がなかったらどうなのか？
- ・著作物と物品とは同じなのか、違うものなのか？

など

本冊子は、生徒編(26頁)と教師編(34頁)の2種類があります。生徒編は、中等教育の生徒を対象とした内容で、教師編は、生徒編の内容に専門的な補足を加え解説をしていますので、指導書としてもご利用いただけます。授業や研修、自己学習用の教材として、ぜひご利用ください。

本冊子の送付をご希望の場合は、無料でお送りいたしますので、下記の専用連絡フォームよりご連絡ください。なお、在庫数により、ご希望に



『著作権なるほど！副読本』生徒編



『著作権なるほど！副読本』教師編

沿えない場合はご容赦ください。また、PDF版も同ページで公開しています。

『著作権なるほど！副読本』専用連絡フォーム

<https://sartras.or.jp/fukudokuhon/>



●『さあとらす』専用連絡フォームのご案内

専用連絡フォームでは、下記のご連絡を受け付けています。

①著作権教育の実践例や本誌の活用事例

各学校での著作権教育に関する取り組み、また、教員研修等での本誌の活用事例がありましたらお寄せください。本誌でご紹介させていただく場合があります。

②本誌へのご感想、ご意見

本誌の内容を一層充実させるため、著作権についてもっと知りたいこと、難しく感じたことなどをお寄せください。今後の誌面づくりの参考とさせていただきます。

③本誌の追加送付希望

ご希望の号数と数量、使用目的をお知らせください。無料でお送りいたします。

※在庫数により、ご希望に沿えない場合はご容赦ください。

④本誌の送付停止

学校の統廃合等により、本誌の送付停止をご希望の場合は、ご連絡をお願いします。

『さあとらす』専用連絡フォーム

<https://sartras.or.jp/chosakukenjohoshi/>

※右記の二次元コードより専用連絡フォームにアクセスいただけます。本誌のPDF版も同ページで公開しています。





本誌はSARTRAS共通目的事業・自主事業として制作・発行しています。

CONTENTS

p.2 Creator's Message あさの あつこ

p.4 親しもう！ 教育と著作権

第7回 著作物を自由に使える場合(4) 唐津 真美

p.6 著作権授業へのチャレンジ！

p.9 著作権お悩み相談室

p.10 SNSと著作権 小熊 良一

p.12 SARTRAS会員6協議会の紹介(6) 出版教育著作権協議会

p.15 SARTRAS Information

●YouTube 及びGoogle フォームは、Google LLC の商標です。

編集後記

今号の「著作権授業へのチャレンジ！」は、実際にセミナー会場に伺い、取材を行いました。本企画においては初の現地取材でしたが、学校の先生方、セミナーをご担当された今村先生のご協力のもと、実現することができました。8月半ばの夏休み期間にもかかわらず、たくさんの方が参加をされ、真剣にメモを取られていたり、今村先生の話に頷かれていたり、著作権と向き合い、学び続けていく熱意に非常に刺激を受けました。多くの先生方や生徒の方に、「著作権を学ぶことが楽しい」、「もっと知りたい」と思ってもらえるよう、学校現場のリサーチを続け、本誌の企画も一層充実させていきたいと思います。(1)

～学ぶ・使う・活かす～

教育現場のための著作権情報誌

さあとらす

vol.7

2025年11月1日第1刷発行

発行：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

URL：https://sartras.or.jp

編集／制作協力：東京書籍株式会社／あすろ出版株式会社

デザイン：宮田 泰之

Copyright©2025 SARTRAS All rights reserved.

コード番号 92797

本誌の無断複製は著作権法の例外を除き禁じられています。



ディストピアを生きる2人の少年、ネズミと紫苑を描く、あさのあつこさんの最新作『NO.6 再会 #2』。再び動き出したストーリーはどうなっていくのでしょうか。
(書影提供：講談社)